

告 示

埼玉県告示第四百四十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和七年六月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

病 院		撤 回 日
名 称	所 在 地	
医療法人山柳会塩味病院	埼玉県朝霞市溝沼二丁目四番地 一号	令和七年五 月三十一日